

議案第 5 号

公共施設等環境整備基金条例の制定について

公共施設等環境整備基金条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 5 月 2 5 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

公共施設等環境整備基金について必要な事項を定めるため、この案を提出する。

## 勝山市条例第 号

### 公共施設等環境整備基金条例

#### (設置)

第1条 勝山市が設置する公用施設及び公共用施設(以下「公共施設等」という。)の環境整備等に要する経費の財源に充てるため、公共施設等環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 基金は、その資金を勝山市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り処分することができる。

(1) 公共施設等の整備(公共施設等を新築、改築又は改修することをいう。)に要する経費の財源に充てるとき。

(2) 公共施設等の解体撤去に要する経費の財源に充てるとき。

(3) 公共施設等の災害復旧事業の財源に充てるとき。

(4) 公用又は公共用に供する土地の取得に要する経費の財源に充てるとき。

#### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。